

社会福祉法人 勇成会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人勇成会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬を支給する。

2 非常勤役員等については、別表2の通り業務に応じた支給をする。

(当法人職員給与との併給)

第3条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、別表3の定めによるものとする。

(公表)

第4条 当法人はこの規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第5条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補足)

第6条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は平成29年 4月 1日より施行する。

別表1 常勤役員等の報酬

役職名	報酬の額
理事長	月額 20,000 円
理事	月額 10,000 円

*旅費については職員用旅費規程を適用する

別表2 非常勤役員等の報酬

(1) 評議員

	日額
評議員会への出席	10,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000 円
旅費、宿泊費、その他	実費

(2) 理事

	日額
理事会への出席	10,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000 円
旅費、宿泊費、その他	実費

(3) 監事

	日額
理事会及び監事監査への出席	10,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000 円
旅費、宿泊費、その他	実費

(4) 評議員選任・解任委員

	日額
評議員選任・解任委員会への出席	10,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000 円
旅費、宿泊費、その他	実費

別表3 併給を行う場合

役職名	報酬の額
理事長	月額 20,000 円
理事	月額 10,000 円

平成30年4月1日改定